

モーターボート競走法

1. 案内情報

- 手続名 : 競走場の設置、移転の許可
手続根拠 : モーターボート競走法第4条第1項
手続対象者 : 競走場を設置、移転しようとする者
提出時期 : 競走場を設置、移転しようとするとき
提出方法 : モーターボート競走法施行規則第2条の申請書等を所轄
地方運輸局へ提出してください
手数料 : なし
添付書類・部数 : 正本1通及び副本2通
申請書様式 : 提出先にお問い合わせください
記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- 提出先 : 関東運輸局船舶部監理課 045 - 211 - 7222
中部運輸局船舶部監理課 052 - 952 - 8019
近畿運輸局船舶部監理課 06 - 6949 - 6423
神戸海運監理部船舶部監理課 078 - 321 - 3147
中国運輸局船舶部監理課 082 - 228 - 8794
四国運輸局船舶部監理課 087 - 825 - 1186
九州運輸局船舶部監理課 093 - 332 - 8084

受付時間 : 提出先にお問い合わせください。

相談窓口 : 提出先と同じ

3. 手続情報

審査基準 : モーターボート競走法施行規則第2条の4及びモーターボート競走場の構造及び設備の規格

標準処理期間 : 競走場の設置の許可については、昭和33年7月29日付閣議了解に従い、競走場の新設は認めない方針であるため、標準処理期間は定めなし

競走場の移転の許可については、標準処理機関を定めることが困難であるため、標準処理期間の定めなし

不服申立方法 : 行政不服審査法による